

○須賀川市最低制限価格実施要綱

平成29年12月15日制定

須賀川市最低制限価格実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する請負契約に係る入札について、契約内容に適合した履行を確保し公正な競争を促進するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第15条第2項の規定による最低制限価格を設けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、市が発注する競争入札で、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 建設工事（低入札調査基準価格を設定するものを除く。）で1件あたりの設計金額が130万円を超えるもの
- (2) 建設工事に関連する測量、建築関係の建設コンサルタント、土木関係の建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントに関する業務委託で1件あたりの設計金額が50万円を超えるもの
- (3) 前号に掲げる業務委託以外の建設工事に関する業務委託及び建築物等の維持管理（国等が定めた積算基準を基に設計されたものに限る。）に関する業務委託で1件あたりの設計金額が50万円を超えるもの
- (4) その他契約権者が必要と認める契約

(算定方法)

第3条 非公表

第4条 一般競争入札においては、規則第6条第2項に規定する事項に最低制限価格が付されている旨を加えて公告するものとする。

- 2 指名競争入札においては、指名通知に最低制限価格が付されている旨を加えるものとする。

(落札者の決定等)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者のうち最低価格の入札者とする。

- 2 最低制限価格より低い価格の入札者は失格とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、公告又は指名の通知がされた競争入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日施行)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、公告又は指名の通知がされた入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日施行)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、公告又は指名の通知がされた競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和５年４月１日施行）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、公告又は指名の通知がされた入札については、なお従前の例による。

附 則（令和７年４月１日施行）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、公告又は指名の通知がされた入札については、なお従前の例による。